盛岡広域振興局長告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年2月18日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 大ケ生徳田線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市乙部15地割45番1地先から43番1地先まで	新	m	m
		13.8~12.3	4.0
	旧	8.6~8.5	4.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月18日から同年3月18日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 氏子橋夕顔瀬線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市安倍館町181番3地先から前九年二丁目63番1地	新	m	m
先まで		24.8~13.7	400.0
	旧	27. 5~13. 7	400.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月18日から同年3月18日まで